

2024年7月2日

大阪市長 横山英幸 殿

大阪さくらねこの会 代表 原田玲子

連合振興町会 会長

地域活動協議会 代表

社会福祉協議会 代表

地域活動協議会 代表

地域振興町会総和会 会長

連合振興町会

振興町会 会長

振興町会町会会長

商店振興協議会 事務局長

商店街振興組合 理事

商店街振興組合 理事長

商店街振興組合 理事長

商店会連盟 会長

商店街振興組合 理事長

商店会会長

弁護士 細川敦史

弁護士 中島万理

弁護士 朝隈朱絵

獣医師 山口武雄

獣医師 黒澤泰

特定非営利活動法人ねこだすけ 理事長 工藤久美子

飼い主のいない猫対策拡充に関する要望書

1 要望内容

大阪市における飼い主のいない猫に関する対策、いわゆる「ノラ猫対策」については、大阪市所有者不明猫適正管理推進事業（以下、「街ねこ事業」と呼ぶ）及び、これに関連した公園猫適性管理推進サポーター制度（以下、「公園猫サポーター制度」と呼ぶ）がありますが、活用しにくい点多々あるため、市民に十分に活用されていません。地域トラブルを減らし、飼い主のいない猫の問題を解決するという街ねこ事業及び公園サポーター制度の目的を達成するためには、一部の動物愛護ボランティアの熱意だけでは不十分であり、問題が生じている地域に居住する者をはじめとする一般市民の力が必要不可欠であることから、これら一般市民が対策に参画しやすくなるよう、ノラ猫対策について、以下を要望します。

(1) ノラ猫対策に係る手術費用負担を無くすために、

- ① 動物愛護管理センターで無料の不妊去勢手術を実施すること
- ② 公益財団法人どうぶつ基金（以下、「どうぶつ基金」と呼ぶ）行政枠に登録すること

・街ねこ事業における実施細目第7の5(1)には、1匹あたり2,500円の不妊去勢手術費用を活動組織が負担することが定められていますが、これを削除し、動物愛護管理センターで無料の不妊去勢手術を実施してください。

・動物愛護センターでの不妊去勢手術の実施に至るまでの補助的、暫定的措置として、どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業の、地方自治体のみが登録・申請が可能な行政枠（不妊手術費用、駆虫薬、ワクチン代が無料）に登録してください。

(2) ノラ猫対策事業対象猫を拡大すること

ノラ猫対策事業の対象の猫について、住宅密集地と都市公園に棲息する飼い主のいない猫に限定せず、大阪市内に棲息するすべての飼い主のいない猫に拡大してください。

(3) 公園猫サポーター制度における登録要件を緩和と支援を拡大すること

①公園猫サポーター制度の登録要件について、以下のとおり改善してください。

ア 「当該地域を代表する組織の同意を得ること」の要件について、街ねこ事業と同様に『申請書には、A. 活動地域の住民代表者等の合意書又はB. 本事業実施にあたっての周知の方法、内容及び範囲の詳細を記した書類を添付することとする。』に緩和してください。

イ 『申請書に B. を添付する場合 活動組織が活動地域の住民に対し本事業実施について予め十分に説明し、特段の反対がないこと』に緩和してください。

ウ 「当該公園愛護会の了承を得ること」の要件を「公園事務所から公園愛護会に連絡する」に緩和してください。

② 公園猫サポーター制度におけるサポーターの費用負担を軽減すること

ア 公園猫サポーターは、公園全体の清掃に協力することが求められていますが、それに要する費用は公園猫サポーターがすべて自己負担しています。公園の清掃に係る費用について、支援をしてください。

イ 公園猫サポーター制度における去勢不妊手術でも、どうぶつ基金の行政枠チケットを導入してください。

(4) 市営住宅敷地内における飼い主のいない猫対策を拡充すること

ア 「入居者の4分の3以上の合意」という要件を、街ねこ事業と同程度に緩和してください。

イ 費用負担を軽減するため、どうぶつ基金の行政枠チケットで不妊去勢手術を実施できる仕組みを整えてください。

ウ 市営住宅敷地内における飼い主のいない猫対策について、積極的に周知してください。

2 要望理由

(1) ノラ猫対策に係る不妊去勢手術費用負担を無くすために

① 動物愛護管理センターで無料の不妊去勢手術を実施すること

② 公益財団法人どうぶつ基金（以下、「どうぶつ基金」と呼ぶ）行政枠に登録すること

活動組織の不妊去勢手術費用の1頭あたり2,500円の市民負担金が「街ねこ事業」の拡充

を阻害しています。住民代表者が合意し、地域住民の理解が得られても、市民負担金が理由で頓挫する事例があります。

【事例1】A地区（2980世帯、人口5790人）のケース

地域住民は長年、猫の糞尿で困り、自治会長に何度も相談を行っており、街ねこ事業の必要性・有用性を理解しています。一方、自治会長の側からは、「ノラ猫にお金は出せない」という発言が出ていました。

ようやく2023年3月に街ねこ事業の地区指定を受けるも、同年6月までに手術を行った73匹のうち、どうぶつ基金チケット70匹、街ねこでの手術頭数は3匹でした。また、どうぶつ基金のチケットのうち、法人が登録できる団体枠、個人が登録できる一般枠においては、駆虫薬などの費用はチケット申請者である団体や個人が負担しています。

A地区のノラ猫の手術も実際には当方が負担するなど、費用負担がネックとなり街ねこ事業がほとんど機能しませんでした。

【事例2】B地区（2,260世帯 人口4,862人）のケース

連合町会長が問題意識を強く持ち、ずっと街ねこ事業実施を切望していましたが、捕獲や搬送の実働をする人材がいない為、約5年が経過していました。

2023年2月、地区住民が区役所に公園内に棲息する猫の相談に行くと、担当職員は「公園猫サポーターの登録は2か月ほどかかる上に手続きが難しい。愛護団体の無料チケットを使用したらどうか。」「自治会長の氏名や連絡先は個人情報なので教えられない。」と回答。捕獲機の貸出を求めるも、「街ねこ、公園猫サポーターの登録をしないと貸出できない」と断られたそうです。

当方（大阪さくらねこの会）が介入し、2023年12月に街ねこ事業、地区内の公園猫サポーター両制度を申請しました（2024年2月中旬に地区指定）。

申請から地区指定まで期間を要するため、TNRを先行させることとし、どうぶつ基金一般枠チケットにて4月1日までに54頭手術。街ねこ事業で18頭手術。保護頭数は25頭に達しています。

・増えすぎた飼い主のいない猫による地域環境悪化は、平穏な市民生活を脅かす市の共通課題であり、多くの市民が困難に直面していることから、単に猫を愛護するか否かの問題ではなく、極めて公共性の高い課題であると言えます。市にも多くの苦情、相談が寄せられていることと思います。

・一方で、この問題はマナーを守れない餌やり者の存在など、地域トラブルの側面が大きいことから、行政や動物愛護ボランティアが丸抱えした場合、一時的な頭数減は達成できても持続性はなく、根本的な解決にはなりません。

以上のように、公共性と地域トラブルという本課題の二面性を踏まえると、行政が市民による対策を十分にバックアップする仕組みを整え（公共的側面）、その仕組みの下で地域住民が主体的に課題解決を行っていくこと（地域トラブルの解決）が、本課題を根本的に解決す

るために最も有効な手法であると言えます。

- ・街ねこ事業は、飼い主のいない猫の問題の解決を目的として、上記の考えの下に作られた制度であると推量いたしますが、自己負担金の存在が、事業の目的達成を阻害しています。

街ねこ事業の目的達成のためには、対策を行う市民の負担について、公共的側面から市がいかに軽減できるかにかかっています。したがって、公共的機能を拡大し、動物愛護管理センターで去勢不妊手術を実施することにより、街ねこ事業の目的を効率的に達成できるものと考えます。

- ・動物愛護管理センターでの去勢不妊手術の実施によって、飼い主のいない猫の問題について市内全域で効率的に解決していくようにすれば、本課題に要する税の投入額も、年々着実に減少していくものと思います。逆に、効果が限定的なまま、将来の見通しもなく税の投入を続けることは、望ましいことではないのではないのでしょうか。

- ・他県の例として、熊本市が動物愛護センターで2023年度は行政獣医師が4人体制で予算700万円で2,345頭のノラ猫の不妊去勢手術を無料で実施し、繁殖を抑制し、地域住民に対する被害予防を推進している実績もあります。

- ・また、動物愛護センターでの不妊去勢手術の体制が構築できるまでの措置として、どうぶつ基金行政枠に登録し、市民の費用負担なしでノラ猫の減数に最も有効なTNRを推進することは、全ての市民の利益に資することです。

- ・これまで、大阪市のノラ猫対策の中心的に機能していたどうぶつ基金のさくらねこ無料不妊チケットの、10月度より大阪府下全域で、団体枠（自治会や法人が登録・申請可能）と一般枠（個人が登録・申請可能）の配分が停止され、地方自治体のみが登録可能な行政枠のみの配分になるとの発表がありました。

大阪府下の全43市町村のうち、30の市町村と13の指定管理業者が行政枠に登録し、自治体と市民の負担金ゼロでノラ猫対策であるTNRを迅速に推し進め、動物愛護と住環境改善の両面で大きな実績があります。

自治体、市民両者にとってメリットしかない行政枠登録を大阪市がしない、できない理由があるとしたら、市民に対して説明責任を果たしていただきたいです。

(2) ノラ猫対策事業対象猫を拡大すること

現行の制度は、地域住民の存在を前提とする住宅密集地、および都市公園に生息する猫のみを対象としています。しかし、飼い主のいない猫が生息する場所は、住宅密集地と都市公園だけでなく、港湾、河川敷、工業地域など様々です。街ねこ事業対象外の地域において、未手術猫の繁殖行動によって猫が増え続ける限り、住宅密集地や都市公園への猫の流入も続きますので、飼い主のいない猫を巡る問題はいつまでも終わりません。

したがって、市民の力で、生息地域を問わずに市内全域で去勢不妊手術を推進することが必要です。生息地域を問わず市民が誰でも利用できる去勢不妊手術助成制度の創設など、ノラ猫対策の制度における対象猫の拡大し、やる気のある市民の背中を押していただきたいと思います。

(3) 公園猫サポーター制度における登録要件を緩和すること

先般、街ねこ事業の申請要件について、住民代表者の合意書を要さない選択肢を追加して

いただきました。迅速な対応に感謝申し上げます。

一方、公園猫サポーター制度においては、従前どおり、公園が接する全ての自治会長の合意書が登録要件となっています。街ねこ事業と公園猫サポーター制度は関連する事業ですので、街ねこ事業の改善後の申請要件にあわせる形で、公園猫サポーターの登録要件についても改善し、整合を図ることが必要だと考えます。

(4) 公園猫サポーター制度におけるサポーターの費用負担を軽減すること

ア 公園の美化、保全に取り組む市民ボランティア団体である公園愛護会は、交付金など市の手厚い支援の下で活動しており、飲料代やごみ袋まで支給されている実態があります。

一方、公園猫サポーターは、サポーター三原則により、公園全体の清掃について協力が必要とされているにも関わらず、清掃活動に要する費用は自己負担であり、ごみ袋1枚すら自己調達です。公園猫サポーターが負担なく清掃活動を行えるよう、改善が必要だと考えます。

イ 公園は、自治会とは異なり、公の施設です。公の施設である公園の環境改善のために行われる飼い主のいない猫の去勢不妊手術について、市民ボランティアである公園猫サポーターが、一部とはいえ費用を負担している現状は不合理です。公の施設の適正管理は、本来、所管行政（または指定管理者）が責任を負うべきものですので、どうぶつ基金の行政枠チケットを活用した仕組みへの改善が必要だと考えます。

(5) 市営住宅敷地内における飼い主のいない猫対策を拡充すること

市営住宅においては、入居者の所得制限があることから、自助努力が困難であり、敷地内における無秩序な餌やりや、生活困窮を原因とする未手術猫の放置など、飼い主のいない猫の問題が深刻化しやすい傾向があります。このため、より対策に取り組みやすい仕組みが必要だと考えます。

ア 2020年度に、市営住宅の敷地内における街ねこ活動のモデル実施方針（以下、「モデル実施方針」と呼ぶ。）が策定されたものの、策定から4年を経過した現在、実施に至ったのは全484団地のうち1団地にとどまっています。これは、入居者の4分の3以上の合意という要件が厳しすぎるのが大きな理由だと考えています。

イ 市営住宅においては生活困窮者も多いことから、市民負担金の存在が大きなネックとなります。どうぶつ基金の行政枠チケットの活用により、市営住宅における対策が進むことと思われます。

ウ 市営住宅では、敷地内での餌やりが原則禁止となっていることから、餌やり者が去勢不妊手術等の対策を行いたいと思っても、公然と声を上げにくいのが実情です。結果として、餌やり者から当方（大阪さくらねこの会）など一部のボランティアや団体に対して相談が寄せられるため、各団体や個人ボランティアが金銭的負担を負いながら対策を代行しています。

餌やり禁止の例外的措置としてモデル実施方針があることを積極的に周知することで、対策を行いたいと考える住民の心理的ハードルが下がって声を上げやすくなり、市営住宅の住民自らが当事者意識をもって課題解決していけるようになると考えます。

以上